

令和5年2月

飯田市議会第1回定例会

新旧対照表

議案第9号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）
議案第10号	飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例（案）
議案第11号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第12号	飯田市授産施設条例及び飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（案）
議案第13号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第14号	飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第15号	飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
議案第17号	飯田市上村観光施設条例の一部を改正する条例（案）
議案第18号	飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例（案）
議案第19号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）
議案第20号	飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例（案）
議案第21号	飯田市病院事業条例の一部を改正する条例（案）
議案第22号	飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第24号	飯田市プール条例の一部を改正する条例（案）
議案第25号	飯田市恒川史跡公園条例の一部を改正する条例（案）
議案第26号	飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例新旧対照表（最終 令和4年9月30日飯田市条例第23号）

改正後（案）	現行
別表第2（第2条関係） 【別記1 参照】 別表第3（第2条関係） 【別記2 参照】	別表第2（第2条関係） 【別記1 参照】 別表第3（第2条関係） 【別記2 参照】

【別記1】

改正後（案）

区分			単位	金額		
(略)						
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	適合証（登録住宅性能評価機関その他の登録建築物調査機関が認定基準に適合すると証明した書類をいう。以下同じ。）により	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）を実施するために国土交通大臣が定める計算方法で適用を確認する方法をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準（基準省令を実施するために国土交通大臣が定める仕様への適用を確認する方法をいう。以下同じ。）による場合	一戸建ての住宅	1棟	5,000円	
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	10,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	21,000円
	当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると	標準入力法（基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準の適合を確認する方法であって、全ての室について計算を行うものをいう。以下同じ。）若しくは主要室入力法（基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準の適合を確認する方法であって、主要ではない室の計算を省略できるものをいう。以下同じ。）	上記2区分以外の建築物（以下「非住宅」と	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	17,000円	

<p>市長が認めた 場合</p>	<p>又はモデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準の適合を確認する方法をいう。以下同じ。）による場合</p>	<p>いう。）</p>			
<p>上記区分以外 の場合</p>	<p><u>性能基準による場合</u></p>	<p><u>一戸建ての住宅</u></p>	<p><u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>1棟</u></p>	<p><u>34,000円</u></p>
			<p><u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>1棟</u></p>	<p><u>38,000円</u></p>
		<p><u>共同住宅等</u></p>	<p><u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>1棟</u></p>	<p><u>68,000円</u></p>
			<p><u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>1棟</u></p>	<p><u>114,000円</u></p>
	<p><u>誘導仕様基準による場合</u></p>	<p><u>一戸建ての住宅</u></p>	<p><u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>1棟</u></p>	<p><u>18,000円</u></p>
			<p><u>床面積の合計が200平方メートル</u></p>	<p><u>1棟</u></p>	<p><u>19,000円</u></p>

		以上のもの		
	共同住宅等	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	33,000円
		床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	57,000円
	<u>モデル建物法による場合</u>	非住宅		
		床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	86,000円
		床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	109,000円
	<u>標準入力法又は主要室入力法による場合</u>	非住宅		
		床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	224,000円
		床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	280,000円

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に係る事項の変更で、 <u>適合証</u> により当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	<u>性能基準又は誘導仕様基準による場合</u>	一戸建ての住宅		<u>1棟</u>	<u>3,000円</u>
			共同住宅等	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>5,000円</u>
				<u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>11,000円</u>
	<u>標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合</u>	非住宅	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>5,000円</u>	
			<u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>9,000円</u>	
			<u>上記区分以外の場合</u>	<u>性能基準による場合</u>	一戸建ての住宅	<u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>

		<u>床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>20,000円</u>
	<u>共同住 宅等</u>	<u>床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>35,000円</u>
		<u>床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>57,000円</u>
<u>誘導仕様基準による場合</u>	<u>一戸建 ての住 宅</u>	<u>床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>9,000円</u>
		<u>床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>10,000円</u>
	<u>共同住 宅等</u>	<u>床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>17,000円</u>

		床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	28,000円
<u>モデル建物法による場合</u>	非住宅	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	43,000円
		床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	55,000円
<u>標準入力法又は主要室入力法による場合</u>	非住宅	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	112,000円
		床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	141,000円

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12</p>	<p><u>通知書（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条に規定するものをいう。）が判定基準に適合すると認めた書類をいう。以下同じ。）により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</u></p>	<p>(略)</p>
<p>条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>上記区分以外の場合</p> <p><u>モデル建物法による場合</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p><u>通知書により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	上記区分以外の 場合	(略)				
(略)						
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	適合証により 当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	性能基準又は誘導仕様基準による場合	一戸建ての住宅		1棟	5,000円
			共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	10,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	21,000円
		標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合	非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1棟	10,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1棟	17,000円
	上記区分以外	性能基準による場合	一戸建	床面積の合計が	1棟	34,000円

の場合		ての住宅	200平方メートル未満のもの		
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>1棟</u>	38,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1棟</u>	68,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>1棟</u>	114,000円
	<u>誘導仕様基準による場合</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>18,000円</u>
			<u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>19,000円</u>
<u>共同住宅等</u>		<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>33,000円</u>	

				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	57,000円
		<u>モデル建物法による場合</u>	非住宅	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	86,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	109,000円
		<u>標準入力法又は主要室入力法による場合</u>	非住宅	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	224,000円
				床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	1棟	280,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条	<u>適合証により</u> 当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に關す	<u>性能基準又は誘導仕様基準による場合</u>	一戸建ての住宅		1棟	3,000円
			共同住宅等	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	1棟	5,000円
				床面積の合計が	1棟	11,000円

第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	る法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	<u>標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合</u>	非住宅	300平方メートル以上のもの			
				床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1棟</u>	5,000円	
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>1棟</u>	9,000円	
	上記区分以外の場合	<u>性能基準による場合</u>		一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>1棟</u>	18,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>1棟</u>	20,000円
				共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1棟</u>	35,000円
床面積の合計が300平方メートル以上のもの					<u>1棟</u>	57,000円	

<u>誘導仕様基準による場合</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	床面積の合計が <u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>9,000円</u>
		床面積の合計が <u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>10,000円</u>
	<u>共同住宅等</u>	床面積の合計が <u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>17,000円</u>
		床面積の合計が <u>300平方メートル以上のもの</u>	<u>1棟</u>	<u>28,000円</u>
<u>モデル建物法による場合</u>	非住宅	床面積の合計が <u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>1棟</u>	43,000円
		床面積の合計が <u>300平方メートル以上のもの</u>	<u>1棟</u>	55,000円
<u>標準入力法又は主要室入力法による場合</u>	非住宅	床面積の合計が <u>300平方メートル</u>	<u>1棟</u>	112,000円

			未満のもの		
			床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの	<u>1棟</u>	141,000円
(略)					

(備考)

1・2 (略)

3 都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する申請に係る床面積は、建築物の計画の敷地内の一の建築物ごとに算定する。

4 (略)

5 共同住宅等に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査において、基準省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いるときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。

6～11 (略)

現行

区分		単位	金額	
(略)				
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合(一の申請に係る計画に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額)	一戸建ての住宅	1件 7,000円	
		共同住宅等	申請する住戸の数が1戸のもの	1件 7,000円
			申請する住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの	1件 11,000円
			申請する住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件 19,000円
			申請する住戸の数が10戸を超えるもの	1件 30,000円
		共同住宅等の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件 11,000円
		上記3区分以外の建築物又は建築物の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件 11,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件 20,000円
上記以外の場合(一)	一戸建ての住宅	1件 35,000円		

	<p>の申請に係る計画 に住戸部分、共同住宅等の共用部分又はそれ以外の部分が含まれる場合は右欄に定める区分に応じ、それぞれ当該各区分に定める額を合算した額)</p>	共同住宅等	申請する住戸の数が1戸のもの	1件	35,000円
			申請する住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの	1件	68,000円
			申請する住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件	96,000円
			申請する住戸の数が10戸を超えるもの	1件	130,000円
		共同住宅等の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	100,000円
		上記3区分以外の建築物又は建築物の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	230,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	290,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に係る事項の変更で、当該変更が都市	一戸建ての住宅		1件	4,000円
		共同住宅等	申請する住戸の数が1戸のもの	1件	4,000円
			申請する住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの	1件	6,000円
			申請する住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件	10,000円
			申請する住戸の数が10戸を超える	1件	15,000円

等計画の変更 の認定の申請 に対する審査	の低炭素化の促進 に関する法律第54 条第1項第1号に 掲げる基準に適合 すると市長が認め た場合(一の申請に 係る計画に住戸部 分、共同住宅等の共 用部分又はそれ以 外の部分が含まれ る場合は右欄に定 める区分に応じ、そ れぞれ当該各区分 に定める額を合算 した額)		<u>るもの</u>		
		<u>共同住宅等の共用部分</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル 以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>6,000円</u>
		<u>上記3区分以外の建築物又は 建築物の部分</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル 以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>6,000円</u>
	<u>床面積の合計が300平方メートル を超えるもの</u>		<u>1件</u>	<u>10,000円</u>	
	認定を受けた低炭 素建築物新築等計 画の都市の低炭素 化の促進に関する 法律第54条第1項	<u>一戸建ての住宅</u>		<u>1件</u>	<u>17,000円</u>
<u>共同住宅等</u>		<u>申請する住戸の数が1戸のもの</u>	<u>1件</u>	<u>17,000円</u>	
		<u>申請する住戸の数が1戸を超え 5戸以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>34,000円</u>	
		<u>申請する住戸の数が5戸を超え</u>	<u>1件</u>	<u>48,000円</u>	

	<u>に係る事項の変更 で、上記以外の場合 (一の申請に係る 計画に住戸部分、共 同住宅等の共用部 分又はそれ以外の 部分が含まれる場 合は右欄に定める 区分に応じ、それぞ れ当該各区分に定 める額を合算した 額)</u>		<u>10戸以下のもの</u>		
			<u>申請する住戸の数が10戸を超え るもの</u>	<u>1件</u>	<u>67,000円</u>
		<u>共同住宅等の共用部分</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル 以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>54,000円</u>
		<u>上記3区分以外の建築物又は 建築物の部分</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル を超えるもの</u>	<u>1件</u>	<u>140,000円</u>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合			(略)	

第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	上記区分以外の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物において国土交通大臣が定める方法（以下「モデル建物法」という。）により計算した場合		(略)	
		(略)			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	(略)			
	上記区分以外の場合				
(略)					
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	一戸建ての住宅		1件	5,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	10,000円

する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	る法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合		床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	21,000円
		<u>上記2区分以外の建築物（以下「非住宅」という。）</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	17,000円
	上記区分以外の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	34,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>1</u> 件	38,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	68,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	114,000円
		<u>モデル建物法により計算した場合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	86,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	109,000円
		<u>非住宅で、モデル建物法以外の方法により計算した場合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	224,000円

			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	280,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅		<u>1</u> 件	3,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	5,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	11,000円
		非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	5,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	9,000円
	上記区分以外の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	18,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>1</u> 件	20,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	35,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	57,000円
		非住宅で、モデル建物法により計算した場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	43,000円

		床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	55,000円
	非住宅で、モデル建物法以外の方法により計算した場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>1</u> 件	112,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	<u>1</u> 件	141,000円
(略)				

(備考)

1・2 (略)

3 都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する申請の住戸の数及び床面積は、建築物の計画の敷地内の一の建築物ごとに算定する。

4 (略)

5 共同住宅等に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査において、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号）I第2第2項2—3(2)ロに掲げる数値を用いるときは、共用部分の床面積は、手数料の区分の基準となる床面積に算入しないものとする。

6～11 (略)

【別記2】

改正後（案）

区分		単位	金額
(略)			
2 法第7条第1項又は法第18条 第17項の規定による完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件 12,000円
		上記以外	1件 13,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件 14,000円
		上記以外	1件 17,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件 19,000円
		上記以外	1件 22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件 26,000円
		上記以外	1件 32,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	法第7条の5に該当する建築物	1件 43,000円
		上記以外	1件 53,000円
	3 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査		1件 50,000円
	4 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査		1件 28,000円
5 法第85条第6項の規定による	許可の期間1月を超えるもの	1件 120,000円	

仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	許可の期間1月以内のもの	1件	60,000円
6 法第86条第1項の規定による 1又は2以上の建築物に関する 特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が1又は2である場合	1件	79,000円
	建築物の数が3以上である場合	1件	79,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
7 法第86条第2項の規定による 複数の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件	79,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件	79,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
8 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	1件	79,000円
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	1件	79,000円に1を超える新築又は増築等に係る建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

9 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内の建築物の認定の取消しの申請に対する審査	1件	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額	
10 法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1件	27,000円	
11 法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査	1件	28,000円	
12 法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間1月を超えるもの	1件	120,000円
	許可の期間1月以内のもの	1件	60,000円
13 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	工作物を築造する場合（次の区分に掲げる場合を除く。）	1件	12,000円
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件	7,000円
14 法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	1件	13,000円	
15 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円	
16 飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円	

17 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査	<u>1件</u>	<u>180,000円</u>
--	-----------	-----------------

（備考）

- 1 （略）
- 2 この表中2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
 - (1)・(2) （略）

現行

区分		単位	金額	
(略)				
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）	1件	12,000円	
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1件	7,000円	
3 法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	12,000円
		上記以外	1件	13,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	14,000円
		上記以外	1件	17,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	19,000円
		上記以外	1件	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	26,000円
		上記以外	1件	32,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	43,000円
		上記以外	1件	53,000円

4	法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	1件	13,000円
5	法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	許可の期間1月を超えるもの	1件 120,000円
		許可の期間1月以内のもの	1件 60,000円
6	法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査	1件	28,000円
7	法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	1件 120,000円
		許可の期間が1月以内のもの	1件 60,000円
8	飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円
9	飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円
10	飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査	1件	180,000円
11	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	1件	50,000円
12	法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
13	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	1件	28,000円

(備考)

1 (略)

2 この表中3の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。

(1)・(2) (略)

飯田市有線テレビジョン放送施設条例及び飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表（最終 令和元年7月1日飯田市条例第7号）

改正後（案）	現行
附 則 <u>（申請の特例）</u> <u>第6条 第6条第2項の規定にかかわらず、令和5年7月1日以後は、市長に申請することができない。</u>	附 則

第2条関係 飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表（最終 令和元年7月1日飯田市条例第8号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="286 347 376 379">附 則</p> <p data-bbox="206 402 385 434">1～4 （略）</p> <p data-bbox="241 456 421 488"><u>（申請の特例）</u></p> <p data-bbox="206 507 1070 577">5 <u>第6条第2項の規定にかかわらず、令和5年7月1日以後は、市長に申請することができない。</u></p>	<p data-bbox="1182 347 1272 379">附 則</p> <p data-bbox="1102 402 1281 434">1～4 （略）</p>

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表（最終 令和4年12月26日飯田市条例第32号）

改正後（案）	現行
別表（第6条関係） 【別記 参照】	別表（第6条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
下久堅虎岩第1地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10
(略)	
上久堅風張第3地域振興住宅	飯田市上久堅7567番地3
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
下久堅虎岩第1地域振興住宅	飯田市虎岩510番地10
<u>上久堅原平第1地域振興住宅</u>	<u>飯田市上久堅1036番地3</u>
(略)	
上久堅風張第3地域振興住宅	飯田市上久堅7567番地3
<u>上久堅堂平第1地域振興住宅</u>	<u>飯田市上久堅9364番地3</u>
(略)	

飯田市授産施設条例及び飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市授産施設条例新旧対照表（最終 平成28年12月21日飯田市条例第35号）

改正後（案）	現行
<p>（使用料）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第30条第3項第2号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の使用料の額は、法第30条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>

第2条関係 飯田市社会福祉審議会条例新旧対照表（最終 平成27年12月24日飯田市条例第44号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 344 412 376">（専門分科会）</p> <p data-bbox="203 400 1070 475">第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。</p> <p data-bbox="235 499 1070 624">(1) 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項各号</u>に規定する事項を含む。）</p> <p data-bbox="235 647 439 679">(2)～(4) （略）</p> <p data-bbox="203 703 383 735">2～10 （略）</p>	<p data-bbox="1140 344 1303 376">（専門分科会）</p> <p data-bbox="1095 400 1962 475">第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。</p> <p data-bbox="1126 499 1962 624">(1) 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項各号</u>に規定する事項を含む。）</p> <p data-bbox="1126 647 1330 679">(2)～(4) （略）</p> <p data-bbox="1095 703 1274 735">2～10 （略）</p>

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第35号）

改正後（案）	現行
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを総称して「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを総称して「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられ</u></p>	

改正後（案）	現行
<p><u>た前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、</u>必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第14条 削除</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防</u></p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

改正後（案）	現行
及びまん延の防止のための訓練を定期的 ^に 実施するよう努めなければならぬ。 3～5 （略）	3～5 （略）

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第36号）

改正後（案）	現行
<p>第5条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、</p>	<p>第5条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合にお</p>

改正後（案）	現行
<p>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>いては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所</p>	<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所</p>

改正後（案）	現行
<p>得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ <u>法第19条第1号</u>及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、同一の教育・保育給付認定保護者に係る18歳未満の子どもが同一の世帯に3人以上いる世帯に属するもの（そのうち最年長者、2番目の年長者及びアに規定する者に該当するものを除く。）に対する副食の提供</p> <p>ウ （略）</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>5・6 （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ <u>法第19条第1項第1号</u>及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、同一の教育・保育給付認定保護者に係る18歳未満の子どもが同一の世帯に3人以上いる世帯に属するもの（そのうち最年長者、2番目の年長者及びアに規定する者に該当するものを除く。）に対する副食の提供</p> <p>ウ （略）</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>5・6 （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p><u>第27条 削除</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第27条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める</u></p>

改正後（案）	現行
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第5条第2項第3号</u>の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、<u>第1項</u>の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（<u>法第28条第1項</u>の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（<u>第7条第3項</u>及び<u>第8条第2項</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第7条第2項</u>中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。</p>	<p><u>等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第5条第2項第3号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、<u>第1項</u>の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（<u>法第28条第1項</u>の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（<u>第7条第3項</u>及び<u>第8条第2項</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第7条第2項</u>中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。</p>

改正後（案）	現行
<p>以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないもの</p>

改正後（案）	現行
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>第38条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子</p>	<p>とする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>第38条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就</p>

改正後（案）	現行
<p>どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4（略）</p>

改正後（案）	現行
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学</p>

改正後（案）	現行
<p>前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるの</p>	<p>校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下本章において同じ。））」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同</p>

改正後（案）	現行
<p>は「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特</p>	<p>条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p>

改正後（案）	現行
<p>定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>も（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

飯田市国民健康保険条例新旧対照表（最終 令和3年6月30日飯田市条例第20号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="241 347 465 379">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="203 400 1070 619">第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>488,000円</u>を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p data-bbox="203 639 331 671">2 （略）</p>	<p data-bbox="1133 347 1357 379">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="1104 400 1968 480">第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p data-bbox="1104 639 1232 671">2 （略）</p>

飯田市上村観光施設条例新旧対照表（最終 平成22年12月28日飯田市条例第50号）

改正後（案）	現行
別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】
別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】	別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】
別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】	別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
飯田市上村しらびそ高原施設	飯田市上村979番地53
飯田市上村大島河原河川公園	飯田市上村4番地10

現行

名称	位置
飯田市上村しらびそ高原施設	飯田市上村979番地53
飯田市上村大島河原河川公園	飯田市上村4番地10
飯田市上村大平公園	飯田市上村11番地1

【別記2】

改正後（案）

名称	施設区分	利用時間
飯田市上村しらびそ高原施設	すべての施設	終日
飯田市上村大島河原河川公園	すべての施設	終日

現行

名称	施設区分	利用時間
飯田市上村しらびそ高原施設	すべての施設	終日
飯田市上村大島河原河川公園	すべての施設	終日
<u>飯田市上村大平公園</u>	<u>大平研修センター及び大平流星オートキャンプ場</u>	<u>終日</u>
	<u>大平グラウンド</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>
	<u>大平テニスコート</u>	<u>午前9時から午後6時まで</u>

【別記3】

改正後（案）

名称	休止期間
飯田市上村しらびそ高原施設	11月第3月曜日から翌年の4月第2金曜日まで
飯田市上村大島河原河川公園	11月1日から翌年の4月第3金曜日まで

現行

名称	休止期間
飯田市上村しらびそ高原施設	11月第3月曜日から翌年の4月第2金曜日まで
飯田市上村大島河原河川公園	11月1日から翌年の4月第3金曜日まで
飯田市上村大平公園	11月1日から翌年の4月第3金曜日まで

飯田市南信濃観光施設等条例新旧対照表（最終 令和4年6月27日飯田市条例第18号）

改正後（案）	現行
別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】 別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】	別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】 別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
(略)	(略)
飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	飯田市南信濃木沢592番地4
飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設	飯田市南信濃和田456番地1

現行

名称	位置
(略)	(略)
飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	飯田市南信濃木沢592番地4
飯田市南信濃和田特産物加工施設	飯田市南信濃和田1206番地2
飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設	飯田市南信濃和田456番地1

【別記2】

改正後（案）

名称	運営時間
(略)	(略)
飯田市南信濃森林林業情報発信施設	午前10時から午後5時まで
飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設	午前10時から午後5時まで

現行

名称	運営時間
(略)	(略)
飯田市南信濃森林林業情報発信施設	午前10時から午後5時まで
飯田市南信濃和田特産物加工施設	午前8時30分から午後3時まで
飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設	午前10時から午後5時まで

【別記3】

改正後（案）

名称	休止期間
(略)	(略)
飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	12月1日から翌年の3月31日までの日
飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設	12月29日から翌年の1月3日までの日

現行

名称	休止期間
(略)	(略)
飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	12月1日から翌年の3月31日までの日
飯田市南信濃和田特産物加工施設	<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設	12月29日から翌年の1月3日までの日

飯田市営住宅等条例新旧対照表（最終 令和4年12月26日飯田市条例第35号）

改正後（案）	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 所得 特定優良賃貸住宅法施行規則<u>第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 所得 特定優良賃貸住宅法施行規則<u>第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p>

飯田市営駐車場条例新旧対照表（最終 令和4年9月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 347 327 376">（設置）</p> <p data-bbox="203 400 1066 480">第2条 市街地における自動車の<u>駐車</u>の利便を高め、<u>もって当該市街地の活性化に資するため</u>、駐車場を次のとおり設置する。</p> <p data-bbox="248 499 412 528">【表（略）】</p>	<p data-bbox="1144 347 1223 376">（設置）</p> <p data-bbox="1099 400 1962 480">第2条 市街地における自動車の<u>駐車難を緩和するため</u>、駐車場を次のとおり設置する。</p> <p data-bbox="1144 499 1308 528">【表（略）】</p>

飯田市病院事業条例新旧対照表（最終 令和元年12月26日飯田市条例第45号）

改正後（案）	現行
<p>（経営の基本等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 飯田市立病院の診療科目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p><u>（9）耳鼻いんこう科・頭頸部外科</u></p> <p>（10）～（17）（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（経営の基本等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 飯田市立病院の診療科目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p><u>（9）耳鼻いんこう科</u></p> <p>（10）～（17）（略）</p> <p>4・5（略）</p>

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 平成30年12月26日飯田市条例第47号）

改正後（案）	現行
<p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を</u></p>	

改正後（案）	現行
<p><u>確認しなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

飯田市プール条例新旧対照表（最終 平成26年 9月25日飯田市条例第44号）

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>飯田運動公園プール条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、飯田運動公園プールの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 飯田市民の体位の向上とスポーツの振興のため、飯田運動公園プール（以下「施設」という。）を<u>飯田市三日市場1986番地</u>に設置する。</p> <p>（利用許可の取消し等）</p>	<p style="text-align: center;"><u>飯田市プール条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、<u>飯田市営市民プール及び飯田運動公園プール</u>の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 飯田市民の体位の向上とスポーツの振興のため、<u>飯田市営市民プール及び飯田運動公園プール</u>（以下<u>これらを総称して「施設」という。</u>）を設置する。</p> <p><u>2 施設の位置は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 飯田市営市民プール 飯田市中央通り 2丁目26番地 1</u></p> <p><u>(2) 飯田運動公園プール 飯田市三日市場1986番地</u></p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第8条 <u>飯田市営市民プールを利用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合で、教育委員会の承認を得たときはこの限りでない。</u></p> <p><u>(1) 小学生以下の者</u></p> <p><u>(2) 前号の者を監護する者（以下「保護者」という。）</u></p> <p>（利用許可の取消し等）</p>

改正後（案）	現行
<p><u>第8条</u> 指定管理者は、利用許可を受けようとする者又は利用許可を受けて施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を与えず、又は既に行った利用許可を取り消し、利用の停止を命じ、若しくは第7条第3項の規定により付した条件を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付された条件、同条第4項の規定又は<u>第15条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><u>第9条～第13条</u> (略)</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p><u>第14条</u> 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は<u>第8条</u>の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに、利用者の負担により施設を利用前の状態に復さなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(飯田市による管理)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2 前項の場合において、施設を利用しようとする者は、<u>第10条</u>に規定する利用料金の額を、施設の使用料として飯田市に納付しなければならない。</p>	<p><u>第9条</u> 指定管理者は、利用許可を受けようとする者又は利用許可を受けて施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を与えず、又は既に行った利用許可を取り消し、利用の停止を命じ、若しくは第7条第3項の規定により付した条件を変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付された条件、同条第4項の規定又は<u>第16条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p><u>第10条～第14条</u> (略)</p> <p>(原状回復義務等)</p> <p><u>第15条</u> 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は<u>第9条</u>の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに、利用者の負担により施設を利用前の状態に復さなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(飯田市による管理)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>2 前項の場合において、施設を利用しようとする者は、<u>第11条</u>に規定する利用料金の額を、施設の使用料として飯田市に納付しなければならない。</p>

改正後（案）	現行
<p>3 <u>第10条第2項、第12条及び第13条</u>の規定は、前項の使用料について準用する。</p> <p><u>第17条</u>（略）</p> <p>別表第1（<u>第10条</u>関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第2（<u>第10条</u>関係）</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>3 <u>第11条第2項、第13条及び第14条</u>の規定は、前項の使用料について準用する。</p> <p><u>第18条</u>（略）</p> <p>別表第1（<u>第11条</u>関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第2（<u>第11条</u>関係）</p> <p>【別記2 参照】</p>

【別記1】

改正後（案）

区分	利用料金の額
(略)	

(備考) (略)

現行

1 飯田市営市民プール

区分	利用料金の額
<u>3歳以上小学生以下の者</u>	<u>利用許可1回当たり40円</u>
<u>保護者</u>	<u>利用許可1回当たり100円</u>

2 飯田運動公園プール

区分	利用料金の額
(略)	

(備考) (略)

【別記2】

改正後（案）

区分	利用料金の額
(略)	

現行

1 飯田市営市民プール

区分	回数券に係る利用料金の額
<u>3歳以上小学生以下の者</u>	11枚当たり400円
<u>保護者</u>	11枚当たり1,000円

2 飯田運動公園プール

区分	利用料金の額
(略)	

飯田市恒川史跡公園条例新旧対照表（最終 令和4年3月28日飯田市条例第9号）

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、<u>飯田市恒川史跡公園</u>（以下「史跡公園」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 奈良時代及び平安時代に信濃国最南の「伊那郡」を統治していた役所の跡として文化財保護法第109条第1項の規定により国の史跡に指定された恒川官衙遺跡を保存し、かつ、その活用を図り、市民の歴史資産に対する理解を深め、もって教育及び文化の向上並びに地域の振興に資するとともに学習及び交流の拠点とするため、<u>史跡公園</u>を設置する。</p> <p><u>2 史跡公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>【別記 参照】</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、<u>恒川史跡公園</u>（以下「史跡公園」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 <u>史跡公園は、</u>奈良時代及び平安時代に信濃国最南の「伊那郡」を統治していた役所の跡として文化財保護法第109条第1項の規定により国の史跡に指定された恒川官衙遺跡を保存し、かつ、その活用を図り、市民の歴史資産に対する理解を深め、もって教育及び文化の向上並びに地域の振興に資するとともに学習及び交流の拠点とするため、<u>飯田市座光寺4636番地に設置する。</u></p>

【別記】

改正後（案）

名称	位置
<u>清水エリア</u>	<u>飯田市座光寺4636番地</u>
<u>正倉院北側エリア</u>	<u>飯田市座光寺4767番地 8</u>

現行

（追加）

飯田市美術博物館条例新旧対照表（最終 令和4年3月28日飯田市条例第10号）

改正後（案）	現行
<p>（事業）</p> <p>第5条 美術博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。</u></p> <p><u>(3)～(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。</u></p> <p><u>(9) 他の博物館、法第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力すること。</u></p> <p><u>(10) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術、文化及び自然に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。</u></p> <p><u>(11) 伊那谷における教育、学術及び文化の振興、文化観光（法第3条第3項に規定するものをいう。）その他の活動について地域の多様な主体との連携及び協力を図り、地域の活力の向上に取り組むこと。</u></p>	<p>（事業）</p> <p>第5条 美術博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 他の美術館、博物館、資料館、学校その他関係機関と連絡し、協力し、情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。</u></p>

改正後（案）	現行
<p><u>(12)～(14)</u> （略） （協議会の設置）</p> <p>第13条 美術博物館に、<u>法第23条第1項</u>の規定により、飯田市美術博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>附 則 1～3 （略）</p>	<p><u>(8)～(10)</u> （略） （協議会の設置）</p> <p>第13条 美術博物館に、<u>法第20条第1項</u>の規定により、飯田市美術博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>附 則 1～3 （略） <u>（観覧料の額の特例）</u></p> <p><u>4 第6条第1項の規定にかかわらず、当分の間、常設展示の観覧料の額は、同項の範囲内で市長が定めた額とする。</u></p>